

富津市地域包括支援センター運營業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定により本業務受託法人が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 センターで実施する業務

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 包括的支援事業
- (3) 任意事業
- (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (5) 指定介護予防支援事業
- (6) 被災者等に係る相談支援
- (7) 感染症対策等に関する情報収集及び市民への情報提供
- (8) その他の業務

2 開設時間及び休業日

- (1) 開設時間
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休業日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 緊急時の対応

夜間、休業日等の緊急の相談等に備え、あらかじめ対応方法を確立するとともに、関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービス利用に伴う利用申請手続等の対応手順を、センターに併設された施設、消防署、特別養護老人ホーム、医療機関等の関係機関と協議の上、定めるものとする。

4 身分証明書の携帯

センターの職員は、その業務に従事するときには、身分証明書を携帯するもの

とする。

5 業務内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

(ア) 対象者

訪問型サービス、通所型サービス等、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられたサービスを利用する者

(イ) 業務内容

対象者及び家族からの情報収集をもとに、課題分析、ケアプラン作成（必要時）、サービス担当者会議（必要時）、評価を行う。書式は、規定のものを使用する。

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用し、閉じこもり、栄養状態の低下、運動器の機能の低下等により何らかの支援を要する者を早期に把握し、地域住民主体の介護予防活動につなげる。

a 対象者

担当圏域内の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者で、概ね65歳以上の者

b 業務内容

(a) 支援を要する高齢者を把握するため、各地区の社会福祉協議会等、地域住民の情報を所有している関係機関と積極的な連携をとる。

(b) 支援を要する高齢者について、基本チェックリストを活用し、当該高齢者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因、その背景等を把握する。

(イ) 地域介護予防活動支援事業

高齢者を年齢、心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる地域住民主体の介護予防活動を展開するに当たり、

介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するため、次に掲げる業務を行う。

- a 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修の実施
- b 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするに当たり、どのような支援が必要かを把握し、及び検討し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うため、次に掲げる業務を行う。

(ア) 在宅介護等に関する総合相談

a 対象者

担当圏域内の高齢者又はその家族及び関係者

b 業務内容

- (a) 高齢者等が自立した生活を営む上で必要なことについて、幅広く相談できるよう面接、電話等による相談を積極的に受ける。
- (b) 身近な総合相談窓口としての機能を強化し、担当圏域内の公民館、自治会館等、高齢者等が利用しやすい場所、地域の行事等の機会をとらえ、出張相談窓口等を開設して相談者の相談に応じ、内容により継続的に状況把握を行い、必要な関係機関につなげる。
- (c) 効果的な相談及び支援を行うために必要な情報を収集し、記録した相談カード等を整備し、継続的な支援に生かすこと。

(イ) 要援護高齢者等の実態把握業務

a 対象者

担当圏域内の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者で、概ね65歳以上の者

b 業務内容

訪問等による情報収集をし、担当圏域内の課題分析をするとともに、情報収集をした訪問日のほか、次に掲げる事項を記載した台帳を整備すること。

- (a) 対象者の基本情報（氏名・生年月日・性別・住所・生活状況・家族の状況・健康管理状況(既往症)・社会的活動状況・家屋の状況等）

- (b) 障害等の状況
- (c) 現に受けているサービス
- (d) 本人及び家族のサービス利用意向
- (e) 上記のほか、必要な事項

(ウ) 保健福祉サービス等の申請代行

a 対象者

担当圏域内の高齢者又は要介護状態等となるおそれのある高齢者で、保健福祉サービスの利用を希望する者

b 業務内容

高齢者在宅福祉サービス利用申請、介護保険認定申請等に関して、サービスの説明を行い、必要に応じ本人・家族の状態を調査し、申請書を本人・家族に代わって市の担当課へ提出する。

イ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的かつ継続的な視点から高齢者の権利擁護に必要な支援を行うため、次に掲げる業務を行う。

(ア) 成年後見制度の活用促進

a 成年後見制度の普及・広報に努め、高齢者の親族からの相談を受け付け、成年後見制度の説明、成年後見の開始の申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

b 成年後見の開始の申立てを行える親族がいないと思われる場合又は親族がいても当該申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合は、速やかに市の担当部局に当該高齢者の状況等を説明し、市が行う成年後見の開始の申立てにつなげる。

(イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ入所させる等の措置が必要と判断した場合は、市の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置の実施を求める。

(ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対

する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」等に基づき、市の担当部局と連携・協働し、当該高齢者を訪問して状況の確認等をする等、適切な対応をとる。居所の調整、家族への支援、対応後のモニタリング等においても、連携・協働し、支援を行う。

(エ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、市の担当部局との連携・協働により情報収集に努めるとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等、地域において、多職種の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりをするとともに、介護支援専門員に対する支援を行う。また、随時関係者からの情報を集約、確認し再アセスメントと支援方針の修正等の支援を行う。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

- a 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。
- b 地域の介護支援専門員が、地域における健康づくり、交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動等、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築支援

- a センター職員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員が関係機関等を交え情報提供、情報交換等を行い、各関係機関が連携を図りながら個別支援を行うためのセンター・居宅介護支援事業所交流会を開催する。
- b 上記交流会は、年間2回以上開催するものとする。

(ウ) 地域の介護支援専門員に対する支援

- a 対象者
担当圏域内に居住する対象者を担当する介護支援専門員
- b 業務内容

- (a) 介護支援専門員に対する個別の相談対応、サービス担当者会議等、専門的な見地からの個別指導、相談等への対応を行う。
 - (b) 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、センターの各専門職、関係機関等との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
 - (c) ケアプラン作成に対する指導、助言等、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを円滑に行うための支援を行う。
- (エ) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携
- 地域全体のケアマネジメントの質の向上を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と積極的に連携を図る。
- エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- 介護予防及び日常生活支援を目的として、担当圏域内の高齢者について、その心身の状況等に応じて、当該高齢者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
- オ 地域ケア会議（個別会議及び推進会議）の開催
- 担当圏域内の保健医療・介護・福祉関係者が、連携の方法、担当圏域内の高齢者が抱える課題等についての話し合い、情報提供、情報交換等を行い、包括的かつ継続的な個別支援活動や地域支援活動を行うための地域ケア会議を開催する。
- カ 在宅医療・介護連携推進事業
- 地域の医療関係者と介護関係者の連携を推進することで、在宅医療と在宅介護を一体的に提供できるような体制の構築に努める。
- また、「医療介護連携相談サポート窓口」を設置し、在宅医療・介護の連携を支援する人材（コーディネーター）を配置する。その中で在宅療養が必要な高齢者等の相談を受け付け、「地域相談サポート医」へ医療相談を行い、関係機関との調整を求める。そして、君津圏域多職種連携情報共有システム（バイタルリンク）を地域包括支援センターにおいて使用することができる体制を整え、適切に使用する。
- キ 生活支援体制整備事業
- 市が配置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の支援ニーズの把握をするとともに、関係機関とのネットワークを構築し、日常生活上の支援体制の整備を図る。

ク 認知症総合支援事業

市が設置する認知症初期集中支援チームの構成員及び認知症地域支援推進員とともに連携し、また、医療、介護、福祉等の関係機関だけでなく、地域の民間部門との連携により、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を図る。

(3) 任意事業

認知症サポーター等養成事業

認知症サポーターを養成するための講座の企画・立案及び実施をする。

また、市とともに認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みづくりを推進する。チームオレンジの整備や運営への支援、協働した実践活動を推進する。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

センターの業務を効果的に実施するため、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防等の事業を行う地域の保健医療・介護・福祉の関係者等との連携に努める。

(5) 指定介護予防支援事業

センター運営業務の実施に併せ、介護保険法第115条の22の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護予防支援事業を行うものとし、受託者において1名以上の職員を必要数配置する。この場合において、基本3職種の職員は、委託業務に支障のない範囲で指定介護予防支援の業務に従事することは差し支えないものとするが、1人につき月20件を上限とする。ただし、要支援1・2のケアマネジメント業務の一部を居宅介護支援事業所に委託した場合の、委託先からの計画書・評価表の点検作業については、この限りでない。

(6) 被災者等に係る相談支援

大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、安否確認等の業務に協力するほか、避難所及び在宅避難者の実態把握に努め、生活上の困りごとや健康面等へ総合的に支援をする。

(7) 感染症対策等に関する情報収集及び市民への情報提供

平時より、感染症対策の動向の把握や感染症対策の最新情報を把握し、国、県並びに市、関係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努める。感染予防の観点から、それらの収集した情報を市民へ提供する。

(8) その他の業務

ア センターの業務に係る会議及び研修会への出席

センターの業務に係る会議及び研修会について、市が実施するもの又は業務上必要と認められるものへ積極的に参加する。

イ 認知症対応型共同生活介護事業所等が主催する運営推進会議への出席

担当圏域内にある指定認知症対応型共同生活介護事業所等の運営推進会議に、市とともに出席し、当該事業所のサービスの評価及び助言を行う。

ウ 地域の団体等からの求めによる会議等の出席

センター及びその活動内容を周知するとともに、地域の課題、地域の資源、地域との連携方法等を把握するため、地域の団体等からの求めによる会議等へ出席する。

エ 富津市ケアマネジャー協議会事務局業務

富津市ケアマネジャー協議会における資料の作成、会議の出席等、事務局の業務を行う。

オ 経理

上記業務の経理は、(2) 包括的支援事業、(3) 任意事業及び(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築と、指定介護予防支援事業分等とを区分するとともに、その他の事業とも明確に区分すること。

カ その他

(ア) 地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が、地域で安心して暮らすために必要な支援を行う。

(イ) 本業務委託契約の締結日以降、介護保険制度への市の対応方針の決定及び国の政令・省令などでセンターに関する新たな業務が発布された場合等により、前述の業務以外の業務を実施する必要性が生じた場合には、別途、市と協議の上これを実施するものとする。

(ウ) 市の介護・福祉行政の運営に当たって、市がセンターにおいて実施する必要があるものと認める業務を行う。